

●事業の概要について

1-1 事業の趣旨・目的を教えてください。

奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者に対し、「山口県奨学金返還支援制度創設奨励金」を支給することにより、県内中小企業等の人材確保、若者の定着促進を図ることを目的としています。

1-2 事業内容について教えてください。

「やまぐちジョブナビ」に登録し、求人情報を掲載している県内中小企業等のうち、県内に本社を有し、奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者を対象に、60万円を支給します。

本事業は、奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者に定額で支給するもので、奨学金返還支援制度を運用していくランニングコスト（返還支援にかかる経費）を補助するものではありません。

1-3 奨学金とはどのようなものですか。

経済的な理由で就学困難な学生・生徒を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生・生徒に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部が免除されるものを除きます。

1-4 奨励金の対象となる事業者の範囲を教えてください。

詳細は山口県奨学金返還支援制度創設奨励金募集要領 P1「2 対象者」及び P6「別紙」をご確認ください。

1-5 導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に従業員に手当等として支給した費用を補助してほしい。

本事業は、県内中小企業等の人材の確保、若者の定着促進を図るために奨学金返還支援制度の導入促進を目的として実施するものです。事業者の制度導入を促進するためのインセンティブとして、導入時に係る負担の軽減を図ることにより支援していきます。

1-6 電話での問い合わせ窓口はありますか。

本奨励金の申請に関するお問い合わせは、山口県ホームページをご確認いただくか、事務局までお電話ください。（平日9時から17時まで）

【山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局】

〔電話番号〕 0836-38-7211

●事業者の奨学金返還支援制度について

2-1 事業者の奨学金返還支援制度とはどのようなものですか。

奨学金を返還する従業員等に対して、事業者が返還額の全部又は一部を補助するために、手当等として支給する制度（手当等支給）又は事業者が従業員等に代わって奨学金の貸与団体に対して直接返還する制度（代理返還）をいいます。

2-2 奨学金返還支援制度を導入するメリットは何ですか。

事業者においては、人件費となるため、損金算入ができ、法人税の減額が見込まれます。

また、福利厚生の一環としてPRすることができイメージアップが図られ、人材確保や定着に資することが期待できます。

従業員においては、奨学金返還における経済的負担の軽減が図られ、支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。

2-3 法人税の減税や支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならない場合はどのような場合ですか。

税制度については、詳細は、国税庁のホームページ「学資に充てるための費用を支出したとき」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm>)をご覧ください。どうか、国税庁または最寄りの税務署に直接ご確認ください。

2-4 代理返還の奨学金返還支援制度を導入したいのですが、どこに相談すれば良いですか。

奨学金の貸与団体によって手続きが異なるため、対象とする奨学金の貸与団体（日本学生支援機構等）にお問合せください。

2-5 支援内容(金額・期間・条件等)はどのように決めるのですか。支援金額いくら以上、支援期間何年以上などの設定はありますか。

県では、全国の奨学金の返済状況等を調査の上、求職者から見て企業の魅力が向上するための基準を検討しました。そのため、今年度より、事業者が奨学金返還支援制度を創設するにあたって、支援金額・支援期間について一定の基準を設けております（詳細は山口県奨学金返還支援制度創設奨励金募集要領 P1「2 対象者」参照）。この基準を満たした上で、制度の支援内容(金額・期間・条件等)を決めてください。

また、支給決定日より5年以上の制度継続を要件としております。返還支援にかかる経費(ランニングコスト)は事業者が負担することになるため、その点も踏まえて制度を設定したいただく必要があります。

なお、事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容（支援対象、支援の方法、支援期間等）等を、山口県のホームページ等で公表しますので、ご承知おきください。

## 2-6 支援内容は統一すべきですか。あるいは、従業員ごとに支給内容を変えてもよいですか。

貸与総額や月々の返還額、返還期間は、借りている方によって異なります。支援金額を一律にするのか、それぞれの返還額によって変えるのかなど、支援内容は事業者で決めていただく形になります。

ただし、2-5 に記載のとおり、今年度より県から奨学金返還支援制度の創設にあたって、一定の基準を設けておりますので、その基準を満たすようお願いいたします。

## 2-7 代理返還と手当等支給型のどちらも取り入れたい(従業員によって対応したい)が、可能ですか。

制度導入時の規定に関しましては事業者で決めていただく形になります。社内規定にて個人ごとにどちらかで対応すると分かるように明示してください。

代理返還の導入には、貸与団体と相談も必要です。(2-4 参照)

## 2-8 Q. 就業規則に「奨学金返還支援制度」を制定したいのですが、見本等がありますか？

見本はございません。各社の実情に応じて作成してください。規程にて制定される場合は、就業規則の中に、必ず規程があることを記載し、就業規則と規程を関連付けてください。

なお、下記の項目は申請書と相違がないように制定してください。

### 1. 支援制度の対象者

- ・正社員（正職員） ・パート／アルバイト ・契約社員 ・派遣社員 等該当する対象者はすべて記載してください。
- ・新卒採用者、中途採用者を対象とする場合は、正社員、パート／アルバイト等該当する支援対象が分かるように記載ください。
- ・現在、在職中の社員などを対象とする場合は、「入社後〇年以内のものであること。」等の追記をしてください。

### 2. 支援の方法

支援方法を 「手当等支給型」、「代理返還型」、「手当等支給型と代理返還型の併用」のいずれかを導入する内容に応じた記載にしてください。

### 3. 支援内容（支援額）

対象とする奨学金の内容に応じた記載にしてください。「月額返還額の〇%」「毎月の本人返還額全部（ただし月額上限〇円以上）」「月額上限〇円」など内容を詳しく記載してください。

#### 4. 支援期間

具体的な支援期間を記載してください。「在職期間中」「〇年間」など。

#### 5. 施行日

「奨学金返還支援制度」を就業規則（規程）に追加（新設）した際は、必ず就業規則（規程）に施行日及び追加日を記載してください。附則に記載で構いません。

（例：令和 8 年 4 月 1 日 第〇章第〇条〇項に奨学金返還支援制度導入に関わる条文を追加（新設）し、施行する。）

#### 6. 追加書類

就業規則に追加（新設）する際、変更箇所が分かるように変更届と新旧対照表も添付してください。

### ●山口県奨学金返還支援制度創設奨励金について

#### 3-1 山口県奨学金返還支援制度創設奨励金の内容を教えてください。

「やまぐちジョブナビ」に登録し、求人情報を掲載している県内中小企業等のうち、県内に本社を有し、奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者を対象に、60万円を支給します。

#### 3-2 なぜ、60万円で設定されたのですか。魅力ある企業は、年間の返済支援額が1人あたり60万円ということですか。

奨励金の額は、年間平均返済額を基に、離職率の高いと言われる最初の3年間で計算し設定しています。

魅力ある企業として、どのような支援内容が適しているかは企業の規模や制度の運用方針が企業ごとに異なるため、各企業等の判断によるものと考えています。

#### 3-3 自社がどの業種分類に当てはまるか分かりません。

貴社の最も主要な事業が、どの業種に当てはまるかでご判断ください。

#### 3-4 奨学金返還支援制度の対象者を雇用しないといけないのですか。

「やまぐちジョブナビ」に登録し、求人情報を掲載していることが条件となりますが、奨学金利用者を雇用しているかどうかは問いません。

#### 3-5 奨励金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金返還支援制度をやめるという選択をすることは可能ですか。

5年以上の制度継続を要件としております。そのため、奨励金の申請にあたっては、最低でも5年間制度を継続できるか検討のうえ、申請してください。

**3-6 制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。**

本奨励金は、5年以上の制度継続を誓約いただいた事業者に支給するものです。対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、支給決定を取り消し、返還を求めることがあります。

**3-7 山口県ホームページ等で事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容等を公表することに同意することとありますが、どのように公表するのですか。**

奨学金返還支援制度を導入している事業者の事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容等を一覧にし、山口県ホームページ等で掲載する予定です。

**3-8 制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。**

対象となります。

**3-9 最近創業したところで、まだ従業員を雇っていませんが、これから求人票を出すにあたって奨学金返還支援制度を導入した場合、奨励金の対象となりますか。**

申請期間中に要件を満たせば、対象となります。

**3-10 本事業の開始前(令和6年4月1日以前)に、既に奨学金返還支援制度を導入していましたが、対象となりますか。**

対象となりません。

**3-11 本事業の開始前(令和6年4月1日以前)に、既に奨学金返還支援制度を導入していましたが、今回新たに制度の変更(拡充)を行いました。この場合、対象となりますか。**

奨学金返還支援制度を新たに創設した事業者を対象としているため、変更は対象となりません。

**3-12 本奨励金支給後に奨学金返還支援制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。**

本奨励金は、制度の導入促進を図ることを目的にしているため、現在対象者がいるか否かは要件ではありません。そのため、制度そのものを継続するのであれば、従業員が離職しても奨励金の返還は不要です。

**3-13 社会保険労務士などによる代理申請は可能ですか。**

可能ですが、申請する際のご担当者様の連絡先(申請に関するご連絡先)は事業者様の連絡先にしていただくようお願いいたします。

申請内容について確認が必要な場合、事務局から事業者様にご連絡いたしますので事業

者様との連携をしていただくようお願いします。

**3-14 就業規則は届出を出し、押印したものでなければならないのでしょうか。**

申請には、労働基準監督署長へ届出する際返却される、受付印を押印された書類の写しが必要となります。電子申請の場合、受付印が付いた控えをご提出ください。

なお、労働基準監督署からの変更届（受付印付）も合わせてご提出をお願いいたします。

**3-15 就業規定内に直接条文を含めるのではなく、支援内容の詳細については別紙で用意してもよいのでしょうか。**

可能です。申請の際は、就業規則と詳細を記した別紙の両方の書類をご提出ください。

**3-16 現在求人を行っていない場合はどうすればよいですか。**

「やまぐちジョブナビ」に登録し、当サイトに求人情報を掲載していることを要件としております。そのため、求人を行っていない場合は、対象となりません。

**3-17 労働者が10人未満の事業場で就業規則を作成していませんが、申請できますか。**

申請には、労働基準監督署へ提出した就業規則等の写しが必要です。（就業規則作成義務のない、労働者が10人未満の事業場でも、労働基準監督署への届出は可能です。）

※労働者が10人未満の場合、法律上、就業規則を定める必要はありませんが、今回の奨励金は人材確保、若者の定着につなげる狙いがございますので、これを機に働きやすい職場環境づくりのために就業規則の作成をお願いしております。

**3-18 奨学金返還支援制度について「やまぐちジョブナビ」のどこに記載すればよいですか。**

諸手当や福利厚生欄などの該当する箇所に記載してください。

**●山口県奨学金返還支援制度創設奨励金の申請について**

**4-1 申請したら必ず奨励金が支給されますか。**

申請いただいた内容を審査し、所定の要件を満たした方にのみ支給します。そのため、必ず支給されるわけではありません。

また、予算が上限に達した後に申請いただいた場合も支給されません。

**4-2 誓約・同意事項について、全ての項目をチェックする必要がありますか。**

全ての内容をご確認いただき、漏れなくチェックいただく必要があります。

#### 4-3 他の奨学金助成補助金を受給している場合、本奨励金を申請できますか。

本奨励金の申請は、市町村等から奨学金にかかる補助金を受給している場合でも、申請が可能です。

なお、多くの市町村の奨学金補助はランニングコストにかかる部分であり、本奨励金は導入を支援するものであるため、基本的に重複しないと考えていますが、市町村の補助金に影響する恐れもありますので、念のため市町村担当部署に確認のうえ、ご申請ください。

#### 4-4 奨励金が支給された後に、実際に支給しているかの確認のために、貸金台帳や給与明細の提出を山口県から求めて来ることはありますか。

奨励金を申請するにあたり「宣誓・同意書」に、「本申請にあたり、支給要件等を確認するために県が必要と認める場合は、事業所等への状況確認、書面提出等に協力します。」という記載があります。

よって、本確認を実施するにあたり、貸金台帳や給与明細の提出をお願いする可能性はあります。

#### 4-5 ハローワークに求人を出していますが、申請できますか。

「やまぐちジョブナビ」で求人情報を掲載していることを要件としております。

「やまぐちジョブナビ」は、インターネット上で求職者と求人企業等との出会いの場を提供することにより、求職者の就職や求人企業等の人材確保を支援することを目的としています。山口県が設置する就職支援施設「山口しごとセンター」が運用しており、無料で利用できますので、これを機に登録をご検討ください。

### ●山口県ホームページへの掲載について

#### 5-1 奨励金の支給を受けると、必ず山口県ホームページに公表されますか。

山口県ホームページに必ず掲載し、公表します。

従って、申請時には山口県ホームページ等で公表することに同意いただく必要があります。

#### 5-2 山口県ホームページで公表される情報は何か。

事業者名、所在地及び奨学金返還支援制度の内容（支援対象、支援の方法、支給金額、支援期間等）等を公表します。

#### 5-3 制度導入済みであったため、奨励金の支給を受けていませんが、山口県ホームページに情報を掲載してもらえますか。

希望があれば、山口県ホームページに掲載いたします。山口県奨学金返還支援制度創設奨励金事務局にお問い合わせください。

●常時使用する従業員

6-1 「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当しますか。

中小企業基本法と同様に、「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解しています。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解しています。(中小企業庁 HP より)